

安全報告書(2007年)

平成 18 年度 10 月 1 日より鉄道事業法の一部改正された安全管理規程第 2 条第 3 項により、安全の取組みの実績その他安全に関する情報について安全報告として公表いたします。

2007 グリーンシーズンの対象となる索道設備はウエストマウントのウエストゴンドラとなりますが、年間を通した整備・管理下の元、安全に対し適切な環境でご利用いただけるよう、最善を尽くしています。当ページでは、ウエストゴンドラを含む、保有する全索道設備を対象とした取組みの内容を公表しています。

平成 19 年 4 月 1 日

ルストリポート アトラクション部

ゴンドラ・リフトの安全に対する取組みについて

●輸送の安全を確保するための基本的方針

1. 社長及び役員は、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定める。
2. 職員等の安全に係わる行動範囲（安全の基本理念、安全方針）は、次の通りとする。
 - (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
 - (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程。
 - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
 - (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
 - (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
 - (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
 - (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

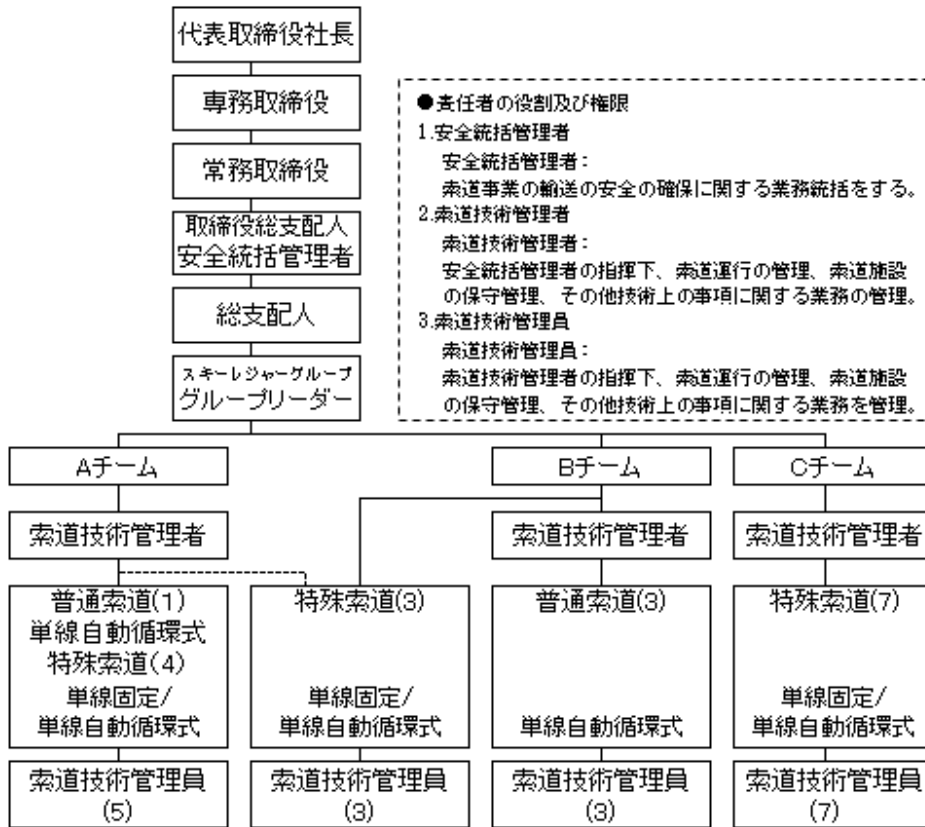
輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

●輸送の安全の確保に関する組織体制

- (1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。
- (3) 社長及び役員は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、予算、その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証をおこなわせる。
- (4) 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- (5) 社長及び役員は、輸送の安全確保に関する業務を統括管理する職務を有することとなる者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。
- (6) 社長及び役員は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下、「事故・災害」という）規模や内容等に応じ、対策方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底しなければならない。

●安全確保に関する体制図

ルスツリゾートの索道事業における安全確保に関する体制と各責任者の役割及び権限は、下図に挙げるとおりとする。



輸送の安全の確保に関する管理方法

●安全統括管理者は、次の各事項について適切に対応実施致します。

- イ. 情報の伝達及び共有に関する事項
- ロ. 事故などの防止対策の検討及び実施に関する事項
- ハ. 事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
- ニ. 安全管理規程に関する周知に関する事項
- ホ. 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

●輸送の安全を確保するための取り組み

1. 緊急時対応訓練

ルスツリゾートでは毎年、万一の索道事故や災害を想定した救助訓練や、予備原動機の操作訓練、全従業員対象の社内研修を実施し、万全の体制を整えています。



◆4人乗り高速リフトの救助訓練の様子(H18.11.20)



◆リフト用予備原動機の操作訓練の様子
(H18.11.20)



◆全従業員対象の社内研修の様子
(H18.11.21)

2. 救命講習 (AED 含む)

輸送やスキー場御利用のお客様への安全の為、日本スキー連盟及び日本赤十字社で行う救急法の受講を修了したパトロール隊員や職員を各所配置し万全を期しております。

3. 輸送の安全・安心を提供する取り組みについて

(1) ゴンドラ・リフトの整備の実施 :

主に握索機装置関係・制動機関係・支柱索受装置関係・油圧装置関係の部品交換及び整備を実施しました。

(2) 運輸局の研修会に積極的に参加して再度安全について理解を深めました。

(3) スキー場オープン前に従業員教育を実施いたしました。

(4) 営業運行前に始業点検、試運転を実施してお客様の安全が確保される事を確認してから営業運行に入りました。

(5) 乗場、降場では減速や声掛けを行いお客様が安全に乗降出来る様サポートいたしました。

(6) 天候、風の情報は朝礼等で注意し気象の変化の対応した運行に努めました。

(7) 運輸局、索道協会からの事故情報は全従業員に回覧し、安全意識の向上に努めました。

(8) リフトメーカーの実施する技術研修会に参加し、技術の向上に努めました。

●検査について

索道運行開始前点検を実施し、運行に支障が無い事を確認の後、運行を行っています。

また、定期検査(1月・12月)を関係法令及び「整備細則」に基づいて実施しています。

●索道事故及びインシデントについて

平成18年度の索道運転事故・インシデント等の発生状況のまとめ(平成18年11月23日～平成19年3月31日)

- | | | |
|----------------|------|------------------------|
| 1. 索道運転事故の発生状況 | 普通索道 | : 索道運転事故等の発生はありませんでした。 |
| | 特殊索道 | : 索道運転事故等の発生はありませんでした。 |
| 2. インシデントの発生状況 | 普通索道 | : インシデントの発生はありませんでした。 |
| | 特殊索道 | : インシデントの発生はありませんでした。 |

●索道運転事故の定義と意義について

索道運転事故とは、「索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故、索道人身障害事故」を指します。

1. 索条切断事故 : 索条が切れた事故を指します。
2. 搬器落下事故 : 搬器が落下した事故を指します。
3. 搬器衝突事故 : 搬器が他の搬器、または工作物と衝突・接触した事故を指します。
4. 搬器火災事故 : 搬器に火災が生じた事故を指します。
5. 索道人身障害事故 : 搬器の運転により人の死傷を生じた事故（前述の事故に伴うものを除く）を指します。

インシデントとは、「索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態」であって、鉄道事故等報告規則第4条第2項各号に挙げるものです。

1. 索条に重大な損傷が生じた事態。
2. 索条の張力が異常に増大または減少した事態。
3. 索条が受索装置、滑車などから外れた事態。
4. 握索または放索が不完全になった事態。
5. 支柱、制動装置保安装置等に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。
6. 搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置、または接続装置に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。
7. 搬器が逆送した事態。
8. 前項に挙げる事態に準ずる事態。

●2006-2007 ウィンターシーズンは事故も無く無事に営業を終了する事が出来、引き続きグリーンシーズンの営業に入っています。営業中も更に安全管理と機械整備に努め、より一層安全な索道環境を提供したいと考えております。